

消防技術検定模擬テスト

一 解説付一

NO.176

[共通] 問1 次の法律のうち、その法律の規定による表示が防炎物品に付することができる指定表示になりうるものとして消防法令上認められていないものを1つ選べ。

- (1) 建築基準法
- (2) 産業標準化法
- (3) 日本農林規格等に関する法律
- (4) 家庭用品品質表示法

[消防用設備等] 問1 次の消防用設備等のうち、消防法令上、小規模特定用途複合防火対象物に関して特別な規定が設けられていないものを1つ選べ。ただし、非常電源にかかる規定は考慮しないものとする。

- (1) スプリンクラー設備
- (2) 自動火災報知設備
- (3) 消防機関へ通報する火災報知設備
- (4) 誘導灯

[消防用設備等] 問2 動力消防ポンプ設備に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 規格放水量が $0.5\text{m}^3/\text{分}$ 以上の動力消防ポンプ設備の水源は、防火対象物の各部分から一の水源までの水平距離が100m以下となるように設けなければならない。
- (2) 規格放水量が $0.4\text{m}^3/\text{分}$ 未満の動力消防ポンプ設備の消防用ホースの長さは、当該動力消防ポンプ設備の水源からの水平距離が25mの範囲内の当該防火対象物の各部分に有効に放水することができる長さとしなければならない。
- (3) 動力消防ポンプ設備の水源の水量は、当該ポンプを使用した場合に規格放水量で20分間放水することができる量以上となるように設けなければならない。
- (4) 屋内消火栓設備の設置義務のある2階建ての防火対象物に屋内消火栓設備を技術上の基準に従って設置したときは、当該設備の有効範囲内の部分について動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。

[防火査察] 問1 消防法（以下「法」という。）第4条及び第4条の2に基づく立入検査等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 法第4条の2第1項に基づく消防団員の立入検査については、それを拒み、妨げ、又は忌避しても、法による罰則は規定されていない。
- (2) 法第4条第1項に基づく消防職員の立入検査に伴う質問に

応えないことについては、その理由のいかんを問わず、法による罰則は規定されていない。

- (3) 法第4条第1項に基づく資料提出命令が発動されたにもかかわらず、資料の提出をしない者には、法による罰則が規定されている。
- (4) 法第4条の2第1項に基づく報告徵収命令が発動されたにもかかわらず、報告をしない者には、法による罰則は規定されていない。

[防火査察] 問2 消防法（以下「法」という。）第36条に規定する防災管理者等の違反処理に関する次の記述のうち、適当なものはどれか。

- (1) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項に基づく防災管理者を定めなければならない建築物において、防災管理者が定められておらず、指導にも従わないもので、管理について権原を有する者に対し、法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第3項に基づく防災管理者選任命令を発動し、当該建築物の出入口に標識を設置した。
- (2) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2第1項に基づく統括防災管理者を定めなければならない建築物において、統括防災管理者が定められておらず、指導にも従ないので、建築物でその管理について権原が分かれているものの管理について権原を有する者に対し、法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2第5項に基づく統括防災管理者選任命令を発動したが、命令に従わないので告発した。
- (3) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2の3第1項により防災管理点検の特例を受けている建築物において、防災管理者が転勤し防災管理者が定められていないことを確認したので、法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2の3第6項に基づき特例を取り消すため、事前手続きとして弁明の機会を付与した。
- (4) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項に基づく防災管理者が定められている建築物において、当該防災管理者が行うべき防災管理上必要な業務が実施されていないことを確認したので、法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第4項に基づき防災管理業務適正執行命令を発動するため、事前手続きとして聴聞を実施した。

[危険物] 問1 次のa～cの数値の組み合わせとして正しいものを選べ。

解説 国民保護法第1条参照。

割した講習が可能。

【警防】

問1 答 (4)

解説 アセチレンはアセトン等の有機溶媒に溶かして容器内に充填されているため、容器を倒すとアセトン等が流出する恐れがあるため危険である。

※労働安全衛生規則第263条に「溶解アセチレンの容器は立てて置くこと。」と定められている。

消防司令問題解答

【消防法規】

問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。

- (2) 総務大臣が型式承認するため、誤り。
- (3) 型式適合検定でラベルを貼付するため、誤り。
- (4) 総務省令のため、誤り。
- (5) 総務大臣が行うため、誤り。

【消防時事】

問1 答 (2)

解説 (1) 大規模災害団員は、機能別団員の1つのため、誤り。

- (2) 正しい。
- (3) 増加傾向のため、誤り。
- (4) 出動報酬が定められたため、誤り。
- (5) 国家公務員も兼職が可能なため、誤り。

【地方自治制度】

問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。

- (2) 必置のため、誤り。
- (3) 議会に関する事項の決定機関であるため、誤り。
- (4) 国政と同様ではないため、誤り。
- (5) 抑制目的のため、誤り。

【警防】

問1 答 (5)

解説 指揮本部長は、火災現場後期における受傷事故防止・再燃防止等を考慮した情報収集に関し、苦情・要望・意見等について特に優先するものでない。

【救急】

問1 答 (1)と(4)

解説 (1) 都道府県知事に申し出し、知事が告示をする。
(4) 認定の日から起算して3年で効力を失う。

問2 答 (1)と(4)

解説 (1) 心停止の予防が含まれる。
(4) 普通救命講習、上級救命講習は普及時間を分

問3 答 (2)、(3)、(4)

解説 救急事故等報告要領参照。

予防技術検定模擬テスト解答

【共通】

問1 答 (1)

解説 高層建築物、地下街又は防炎防火対象物（劇場、キャバレー、病院等）で用いられる防炎対象物品（カーテン、じゅうたん等）は所定の防炎性能を有するもの（防炎物品）でなければならない（消防法第8条の3第1項）が、防炎対象物品又はその材料が所定の防炎性能を有しているかどうかは、見ただけではわからないため、表示に関する制度が設けられている（同法第2項～第5項）。

防炎性能に係る表示の代表的なものは消則第4条の4第1項に規定される「防炎表示」であり、消防庁長官の登録を受けた「登録表示者（同条第5項）」が、防炎防火対象物又はその材料が所定の防炎性能を有することについて消防庁長官の登録を受けた「登録確認機関（消則第4条の6）」の確認を受け、防炎表示に当該確認機関の名称を記載する等の仕組みにより、その信頼性を担保している。登録確認機関としては、現在、（公財）日本防炎協会と（一財）日本繊維製品品質技術センターが登録されている。

防炎表示のほかに、法第8条の3第3項に「指定表示」の仕組みが定められており、選択肢(2)の産業標準化法（JISマーク関係）が規定されているほか、消令第4条の4に日本農林規格等に関する法律（選択肢(3)

JASマーク関係）及び家庭用品品質表示法（選択肢(4)が規定されているが、建築基準法は規定されていない。

なお、指定表示は、これら3つの法律の規定による表示のうち、防炎性能の基準と同等以上の防炎性能を有する防炎対象物品又はその材料に付される表示として消防庁長官が指定したものとされており（消則第4条の2第8項）、現在は令和元年6月28日 消防庁告示第2号により、じゅうたん等に該当する4種類のJISマークが指定されている。以前は難燃合板等にかかるJASマークも指定されていたが、関係する日本農林規格そのものが廃止されたため、平成26年4月14日の消防庁告示第12号により廃止された。

消防法第8条の3は昭和43年に制定された当初は第1項だけだったが、運用の過程で防炎性能を保証する制度が必要となり、昭和47年に第2項以降が追加されている（東京理科大学 消防法令改正経過データベース参照）。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説 近年、特定の小規模な防火対象物で多数の死者を

出す火災が繰り返し発生したことを踏まえ、順次規制が強化されて、結局、一部の特定防火対象物については、原則としてどんなに小規模なものにも消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならなくなつた。このため、規制強化のたびに示されていた予防課長通知が整理統合され、「[令別表第1に掲げる防火対象物の取り扱いについて（いわゆる「41号通知」）]」の一部改正について」（平成27年2月27日付 消防予第81号）により、昭和50年から最も基本的な通知として運用されて来た41号通知の「みなし従属」の考え方が変更された。この結果、令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)～(3)、(6)項ロ及び(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるもの）にかかる部分には、みなし従属の考え方が適用されないこととなった。

この改正により、これらの用途にかかる部分が多少なりとも存する防火対象物は特定複合用途防火対象物に分類されることになり、場合によっては規制が過剰になる可能性が出て来た。このため、消則第13条第1項第2号2に「小規模特定用途複合防火対象物」という概念が定義された。この概念に該当する防火対象物は、従来は「みなし従属」の考え方が適用されて単一の用途とみなされていたため、「小規模特定用途複合防火対象物」も、上記の用途部分以外はできるだけ従来の規制と同様になるよう消防法施行規則の整理が行われた。この「小規模特定用途複合防火対象物」に係る規定が設けられたのは、屋内消火栓設備の非常電源（消則第12条第1項第4号）、スプリンクラー設備（消則第13条第1項第2号ニ）、自動火災報知設備（消則第23条第4項第1号ヘ、同項第7号ヘ）、避難器具（消則第26条第6項）及び誘導灯（消則第28条の2第1項第5号、同条第2項第4号）であり、消防機関へ通報する火災報知設備は含まれていない。

〔消防用設備等〕

問2 答 (3)

解説 (1) 消令第20条第4項第1号により正しい。ここで「規格放水量」とは、消防法第21条の16の3（自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合する旨の表示等）第1項の技術上の規格として定められた放水量をいう（消令第20条第3項）。(2)、(3)も同様である。

(2) 消令第20条第4項第2号により正しい。この規定は、未警戒部が生じないように適切な長さのホースを用いるべき旨を明確化するため、屋内消火栓のホースの長さに関する規定などとともに、平成25年3月の改正で追加されたものである（東京理科大学 消防法令改正経過データベース参照）。

(3) 消令第20条第4項第3号により、規格放水量で20分間放水することができる量が $20m^3$ 以上となることとなる場合にあっては $20m^3$ とす

ることとされており、上限が定められているため、誤りである。

(4) 消令20条第5項第2号により正しい。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

解説 (1) 法第4条の2第1項及び法第44条第2号により正しい。
(2) 法第4条第1項及び法第44条第2号により正しい。
(3) 法第4条第1項及び法第44条第2号により正しい。
(4) 法第4条の2第1項には、資料提出命令及び報告徵収が規定されていないので、誤り。

〔防火査察〕

問2 答 (1)

解説 (1) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第1項、法第8条第3項及び法第8条第5項により適当。
(2) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2第5項に基づく統括防災管理者選任命令に従わない者に対する罰則規定は設けられておらず、告発はできないので、不適当。
(3) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条の2の3第6項に基づき特例を取り消すための事前手続きは聴聞であるので、不適當。
(4) 法第36条第1項において読み替えて準用する法第8条第4項に基づき防災管理業務適正執行命令を発動するための事前手続きは弁明の機会の付与なので、不適當。

〔危険物〕

問1 答 (3)

解説 特殊引火物は、第4類危険物（引火性液体）の中でもとりわけ危険性が高く、その取扱いには特に注意を要するものである。ジエチルエーテル、二硫化炭素のほか、1気圧において、発火点が100°C以下のもの又は引火点が-20°C以下で沸点が40°C以下のものをいうとされている。アセトアルデヒド、酸化プロピレンなどもこれに該当する。法別表第1備考第11号参照。

問2 答 (1)

解説 第1類から第6類までの類別の中で、第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）及び第5類（自己反応性物質）は特異な危険性を有し、予防対策及び消火対策に特別な注意を要することから、指定数量の最小値がいずれも10kgと小さな値が設定されている。また、第1種酸化性固体、第1種可燃性固体の指定数量は、それぞれ50kg、100kgとされている。令別表第3参照。